

営繕工事総合評価競争入札ガイドライン
(建築一式、電気、管工事)

建設交通部
営繕課

令和5年6月

＜営繕工事総合評価競争入札ガイドライン＞
(建築一式、電気、管工事)

目 次

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 対象工事 | 2 |
| 3 | 技術評価点の審査及び評価 | 2 |
| 4 | 評価項目の設定〔簡易型〕 | 3 |
| 5 | 建設工事共同企業体の評価 | 15 |
| 6 | 技術評価等の確認について | 16 |
| 7 | 履行状況による成績評定の減点について | 17 |
| 8 | よくある質問と回答 | 18 |

参 考

営繕工事における総合評価競争入札（簡易型）の落札者決定基準
企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方（別図）

営繕工事総合評価競争入札ガイドライン

(建築一式、電気、管工事)

1 はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

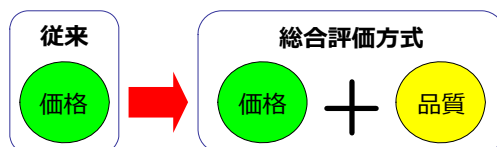
本ガイドラインは、京都府が発注する営繕工事において、総合評価競争入札を試行するにあたり、円滑な入札契約を実施するため、必要な手順等を示すことを目的としている。したがって、総合評価競争入札案件の共通的な内容を記述しているが、各案件の内容については、公告文や現場説明書を確認の上、入札に参加すること。

(2) 総合評価競争入札とは

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされ、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価競争入札の適用を挙げている。

総合評価競争入札の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

■ 品質を評価する入札契約制度の導入



<総合評価方式の効果>

- ① 品質の確保
- ② 談合が行われにくい環境の整備
- ③ 施工計画書の事前評価 → 周辺住民等への迷惑が軽減
→ 工事中の安全性が向上
- ④ 業者の育成と技術力向上 → 不良不適格業者の排除
→ 地域力向上 (災害対応等)

- 加算点等は学識経験者の意見を聞いて決定
(評価項目、評価基準は事前に公表)

建設業界においては、建設投資額がピーク時から大きく減少し、建設業者数、建設業労働者がともに減少し、担い手不足が大きな課題となっていることを踏まえ、総合評価競争入札においても、令和4年11月から順次、「働き方改革の推進」、「生産性向上への取組」を評価する項目を設定したところである。

2 対象工事

(1) [標準型] 技術提案を求める型式

ライフサイクルコストを評価する場合や大規模案件等の技術的な工夫の余地が大きい工事
京都府総合評価競争入札委員会で個別に落札者決定基準を定める（ガイドライン対象外）

(2) [簡易型]

ア 分類

- ・ 技術重視型 簡易な施工計画を求める型式。
- ・ 地域活性型 簡易な施工計画を原則求めない型式。（必要に応じて求める場合もある）
- ・ 若手・女性型 簡易な施工計画を求めない型式。

イ 分類の考え方（原則）

(ア) 建築一式工事

- ・ 技術重視型 予定価格が7,500万円以上のもの。
ただし、施工計画上で工夫の余地がほとんどないものについては、「地域活性型A」とする場合がある。
- ・ 地域活性型A 予定価格が1,000万円以上のもの。
技術者の評価項目は「過去工事の成績評定点」による。
- ・ 地域活性型B 予定価格が1,000万円以上7,500万円未満のもの。
技術者の評価項目は「所有する国家資格」による。
- ・ 若手・女性型 予定価格が1,000万円以上のもの。
技術者の評価項目は「若手・女性技術者の配置」による。

(イ) 電気、管工事

- ・ 技術重視型 予定価格が4,500万円以上のもの。
ただし、施工計画上で工夫の余地がほとんどないものについては、「地域活性型」とする場合がある。
- ・ 地域活性型 予定価格が1,000万円以上のもの。
技術者の評価項目は「過去工事の成績評定点」による。
- ・ 若手・女性型 予定価格が1,000万円以上のもの。
技術者の評価項目は「若手・女性技術者の配置」による。

3 技術評価点の審査及び評価

技術評価点は、あらかじめ設置する建築工事等技術審査会で審議の上、決定するものとする。

4 評価項目の設定 [簡易型]

(1) 施工計画【様式 6, 7】

ア 品質管理、施工管理・安全管理等

<技術重視型（必須項目）>1~3項目 各項目2点

<地域活性型 A 及び地域活性型（選択項目）>1項目2点

| 評価内容 | 加算点 |
|------------------------------------|-------|
| 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 | 2 点 |
| 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 | 1.5 点 |
| 必要事項の記載が適切である。（標準仕様書程度） | 1 点 |
| 必要事項の記載がないものがある。 | 0 点 |
| 記載がない又は不適。 | 失格 |

(ア) 仕様書程度の記述ができていれば 1 点（標準）、仕様書より劣る内容でも、当該記述が課題に即した内容ならば 0 点を加算点とする。

(イ) 白紙や記述が不適な場合（品質管理が課題であるのに安全管理の記述になっている等）は失格とする。

(ウ) 現場条件をしっかりと調査し、これに対する課題の抽出、具体的な対応策の記載があれば工夫と認める。

(エ) 具体的な記述がなければ工夫と認めない。

(オ) 民間技術を活用する場合は使用用途や効果、注意点等が記載されていなければ、工夫と認めない。

(カ) オーバースペックは工夫と認めない。

a ハイスペックの材料を用いることは、工夫と認めない。

b 交通整理員の単純な増員は、工夫と認めない。

c 標準仕様書に記載された内容と同程度の提案は工夫と認めない。

(キ) 発注者が指定した仕様（品質基準など）を変更するものは工夫と認めない。

a 「用心鉄筋を500mm間隔のところ、250mm間隔とします。」は工夫と認めない。

(2) 配置予定技術者【別記様式 2】

配置予定技術者について、複数の候補者を記入することは認めない。

ア 同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点：1 点

<技術重視型、地域活性型 A 及び地域活性型（必須項目）>

| 配置予定技術者の工事成績評定 | 加算点 |
|-------------------------------|-------|
| 80点以上 | 1 点 |
| 77.5点以上80点未満 | 0.9 点 |
| 75点以上77.5点未満 | 0.8 点 |
| 72.5点以上75点未満 | 0.7 点 |
| 70点以上72.5点未満 | 0.6 点 |
| 67.5点以上70点未満 | 0.5 点 |
| 65点以上67.5点未満 | 0.4 点 |
| 65点未満、実績なし、又は調査基準価格未満の入札を行った者 | 0 点 |

(ア) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人が発注した同規模工事で、入札公告日の前年度以前10年間及び入札公告日の年度中で入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行さ

れたものを評価する。

(イ) 同規模工事の要件は次を標準とする。

① 技術重視型

建築一式工事の場合 : 最終請負額が7,500万円以上の建築一式工事

電気工事の場合 : 最終請負額が4,500万円以上の電気工事

管工事の場合 : 最終請負額が4,500万円以上の管工事

② 地域活性型 A 及び地域活性型

建築一式工事の場合 : 最終請負額が1,000万円以上の建築一式工事

電気工事の場合 : 最終請負額が1,000万円以上の電気工事

管工事の場合 : 最終請負額が1,000万円以上の管工事

(ウ) 当該工事の契約書の写し、監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するもの、工事成績評定を証明するものを提出すること。

(エ) 当該工事の契約書の写し、監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するものについては、コリンズ（工事カルテの写し）をもって替えることができる。

(オ) 工事の途中で技術者の交代がなされ、当該経験工事に従事した技術者が複数いる場合は、当該経験工事で従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（従事期間が短い他の技術者は評価しない。）

イ 配置予定技術者が有する国家資格：1点

<地域活性型 B（必須項目）、若手・女性型（選択項目）>

| 配置予定技術者の有する国家資格 | 加算点 |
|--------------------------|------|
| 1級国家資格者 | 1点 |
| 2級国家資格者 | 0.5点 |
| その他技術者又は調査基準価格未満の入札を行った者 | 0点 |

(ア) 当該業種に関するものに限る。

(イ) 国家資格を証するものの写しを提出すること。（監理技術者証の写し可。ただし、国家資格欄が鮮明なものに限る。）

(ウ) 国土交通大臣特別認定者を除く。

(エ) 対象となる国家資格は次のとおりとする。

1級国家資格：監理技術者になり得る国家資格

2級国家資格：主任技術者になり得る国家資格

ウ 若手・女性技術者の配置：1点

<若手・女性型（必須項目）>

| 配置予定技術者 | 加算点 |
|-----------------|------|
| 35歳以下の技術者を配置 | 1点 |
| 40歳以下又は女性技術者を配置 | 0.5点 |
| 上記以外の技術者を配置 | 0点 |

(ア) 年齢は、入札公告日時点の年齢とする。入札公告日時点とは、入札公告日の0時を指すものとする。

（入札公告日が誕生日で41歳となったものは、40歳以下に該当するものとする。）

(イ) 年齢が分かるものの写しを提出すること。（運転免許証など。）

(ウ) 40歳以下の技術者又は女性技術者（以下、「若手・女性技術者」という。）を配置予定技術者として加算点を受けた上で落札した場合において、加算点の対象となった技術者は、同一年度では加算点の対象としない。

(エ) 若手・女性技術者の途中交代は認めない。

やむを得ない理由により、途中交代した場合において、交代後の技術者が入札参加資格確認申請時の加算点以上の若手・女性技術者でない場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

(オ) 若手・女性技術者が従事していないことが判明した場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

(カ) 「35歳以下の技術者」及び「40歳以下又は女性技術者」とは、以下の参考図のとおり。

<参考図：技術者の年齢と加算点について>

| | | | | |
|-------|------|------|------|--|
| | | 35歳 | 40歳 | |
| | | ▽ | ▽ | |
| 男性技術者 | 1.0点 | 0.5点 | 0.0点 | |
| 女性技術者 | 1.0点 | 0.5点 | | |

エ 技術者の継続教育(CPD)：0.5点

<技術重視型及び全ての地域活性型(必須項目)>

| 配置予定技術者の2年間のCPD取得単位 | 加算点 |
|-------------------------|------|
| 9単位以上 | 0.5点 |
| 9単位未満又は調査基準価格未満の入札を行った者 | 0点 |

【評価対象となるCPD】

(ア) 証明団体

以下の団体(以下「証明団体」)が証明するCPDを対象とする。

また、建築又は建築設備の分野分類の区分に関わらず評価対象とする。

〔建築CPD運営会議構成団体〕

(公財)建築技術教育普及センター^{※1}(以下「普及センター」)、(公社)日本建築士会連合会(以下「連合会」)、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会^{※2}、(一社)日本建築構造技術者協会、(一財)建設業振興基金

※1 建築CPD運営会議の事務局

※2 (公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、普及センターで構成。

(イ) 有効なCPD単位

入札公告日を最終日として、過去2年間に取得した単位(入札公告日の2年前の日から入札公告日までの間に取得した単位)を有効とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う有効期間の延長の措置については、別途京都府ホームページのお知らせのとおりとする。

(ウ) 有効な証明書

入札公告日と同一年度に発行された証明書に限る。

<参考図：総合評価競争入札における有効なCPDの考え方について>



【参考】

CPDを取得するための講習会等について

CPDを取得するためには、証明団体が認定する講習会等を受講する必要がある。

なお、証明団体と講習会等を実施する団体とは必ずしも一致しない。

認定講習会等の情報は、次のホームページ等で確認ができる。

普及センター <<http://www.jaeic.or.jp/>>

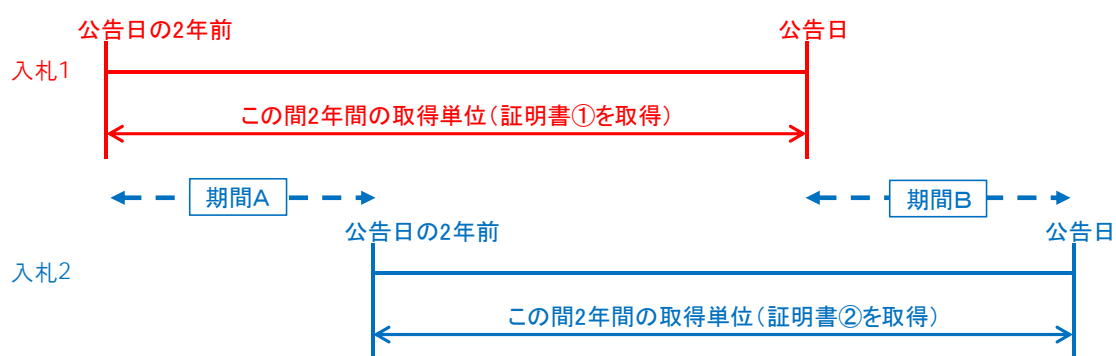
(一社)京都府建築士会 <<http://www.kyotofu-kenchikushikai.jp/>>

【CPD取得単位の確認方法等】

(エ) 証明方法の考え方

時期の異なる入札案件毎に証明期間が異なるため、証明方法については以下のとおりとする。

<参考図：証明方法の考え方について>



(オ) 証明に必要な提出資料

証明団体において発行される建築CPD実績証明書^{※3}（以下「証明書」という。）の写しを提出。
また、併せて、CPD単位の取得履歴がわかる資料（以下「履習記録」という。）を提出。

ただし、証明団体により、履習記録の発行が困難な場合は、受講証明書（CPD認定プログラムに限る）を提出。

例：上記〔参考図〕の場合の提出資料

入札1の場合：証明書①

入札2の場合：証明書②、または、証明書①（公告日と同一年度内に発行された証明書に限る）から「期間Aで対象外となった単位数（自己申請）」を引き、「期間Bで新たに取得した単位数（自己申請）」（自己申請に係るCPDの証明書は不要とするが、受講証明書（CPD認定プログラムに限る）が必要）を足したものを提出すること。

※3各証明団体によって名称は異なる。

(カ) 確認方法

提出された証明書の写しにより、「2年間の取得単位」の確認を行う。

これらの確認が出来ない場合は、無効とし、加点しないため注意が必要。

【留意事項】

(キ) CPDは技術者個人が取得するものであり、配置予定技術者一人あたりの取得単位により評価をする。（会社に所属する技術者全体での評価ではない。）

(ク) 複数の証明団体に取得した証明書の合算では評価しない。

例：連合会で4単位＋日本建築家協会で5単位＝計9単位

⇒一団体に証明する取得単位数が9単位未満のため評価しない。

(ケ) 証明書の取得手続き等について

各証明団体によって取得方法が異なるので、詳しくは各証明団体に確認を行うこと。

例として、「普及センター」及び「連合会」での取得手続きは、以下のとおり。

〔普及センター〕

建築CPD情報提供制度は、建築CPD運営会議構成団体の会員に関わらず、会員以外の建築士及び建築設備士が利用できる。

CPDの手続きについては、建築CPD情報提供制度参加登録申請書に記入の上、窓口へ郵送又は提出する。その際、参加費用（登録手数料、データ管理手数料）が必要となる。

また、連合会、（公社）日本建築家協会及び建築設備士関係団体CPD協議会のCPD制度に参加している方は、所属している団体において申請を行う。

- 1) 建築CPD情報提供制度への加入申請、送金
- 2) 建築CPD情報提供制度参加者カードを受領
- 3) 認定プログラム参加時に所定の名簿に記載した氏名及び参加者ID（カードに記載有り）のデータを保存
- 4) 普及センターが発行する建築CPD実績証明書を受理

〔連合会〕

建築士会CPD制度は、都道府県建築士会会員かどうかに関わらず、すべての建築士と建築施工管理技士等^{※4}の技術者が利用できる。

CPDの手続きについては、建築士会CPD制度参加登録申込書に記入の上、参加費用（初期登録費、データ登録・管理費、CPDカード発行費）と一緒に建築士会事務局まで提出する。

また、士会の会員になると会員料金が適用される。

※4 建築設備士、電気・管工事施工管理技士、無資格者含む。

- 1) 建築士会CPD制度への加入申請、送金
- 2) 約2ヶ月後、CPDカードを受領（その間の認定プログラムの参加は有効）
- 3) 認定プログラム参加時にCPDカードをカードリーダーが読取り、サーバーに登録
- 4) 連合会が発行するCPD実績証明書を受理建築士会CPD制度に加入すれば、日本建築家協会及び建築CPD情報提供制度での共通認定プログラムの履修履歴が一枚のCPD実績証明書で発行される

オ 技能士（複数）又は基幹技能者の活用：1点

<技術重視型、全ての地域活性型及び若手・女性型（必須項目）> 【別記提案様式5】

入札公告において指定する職種について、複数の技能士又は基幹技能者の活用の有無による加点とする。

指定する職種が複数ある場合は、そのいずれかの職種において活用があれば加点とする。

| 指定職種における活用 | 加算点 |
|------------|-----|
| 活用あり | 1点 |
| 活用なし | 0点 |

(ア) 「複数の技能士又は基幹技能者の活用」とは当該工事の施工時に資格者として現場に携わることをいい、建築一式工事、管工事では、次の①、②のいずれかに該当する場合とし、また、電気工事では、次の①に該当する場合とする。

- ① 基幹技能者の活用がある場合
- ② 設計図書で規定する技能士に加え、更に、技能士の活用がある場合

(イ) 指定職種

工事内容に応じて主要職種を指定（1職種以上）

(ウ) 留意事項

- ① 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とする。
- ② 総合評価において「基幹技能者」を活用とした場合、設計図書で規定する「技能士」の活用については、双方の資格を有していれば、同じ者とし兼ねることが出来る。

(3) 企業の施工能力

ア 同種・同規模工事の企業としての施工実績：0.5点【別記提案様式6】

<技術重視型、全ての地域活性型及び若手・女性型（選択項目）>

| 京都府発注工事の施工実績 | 加算点 |
|--------------|------|
| 施工実績あり | 0.5点 |
| 施工実績なし | 0点 |

(ア) 京都府が発注した同種・同規模工事で、入札公告日の前年度以前10年間及び入札公告日の年度中で入札公告日までの間に工事完成した工事の施工実績を評価する。

(イ) 同種工事の要件は次を標準とし、詳細は入札公告文による。

① 新営工事

建築一式工事の場合：建物構造による施工難度が同等以上の建築一式工事

② 改修工事（建築一式工事、電気工事、管工事 共通）

執務並行改修の場合：執務並行改修の施工実績

全館無人改修の場合：全館無人改修又は執務並行改修の施工実績

(ウ) 同規模工事の要件は次を標準とする。

① 技術重視型

建築一式工事の場合：最終請負額が7,500万円以上の建築一式工事

電気工事の場合：最終請負額が4,500万円以上の電気工事

管工事の場合：最終請負額が4,500万円以上の管工事

② 全ての地域活性型及び若手・女性型

建築一式工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の建築一式工事

電気工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の電気工事

管工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の管工事

(エ) コリンズ（工事カルテの写し）、施工実績を証明するもの（現場説明書や施工計画書等）を提出すること。

イ 同種・同規模工事の企業としての最高評点：0.5点【別記提案様式7】

＜地域活性型B及び若手・女性型（選択項目）＞

| 企業の工事成績評定 | 加算点 |
|-------------------------------|------|
| 80点以上 | 0.5点 |
| 75点以上80点未満 | 0.4点 |
| 70点以上75点未満 | 0.3点 |
| 65点以上70点未満 | 0.2点 |
| 65点未満、実績なし、又は調査基準価格未満の入札を行った者 | 0点 |

- (ア) 京都府が発注した同種・同規模工事で、入札公告日の前年度以前10年間及び入札公告日の年度中で入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行されたものを評価する。
- (イ) 同種工事の要件は次を標準とする。ただし、営繕工事として公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に基づき、工事監理を行った工事とする。
- 建築一式工事の場合：建築一式工事
電気工事の場合：電気工事
管工事の場合：管工事
- (ウ) 同規模工事の要件は次を標準とする。
- 建築一式工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の建築一式工事
電気工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の電気工事
管工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の管工事
- (エ) 当該工事の工事成績評定を証明するものを提出すること。
- (オ) 施工実績の申請について、加算点を申請し落札した場合は、過去10年間の有効期限に関わらず、以降の入札において提出できないものとする。

(4) 表彰

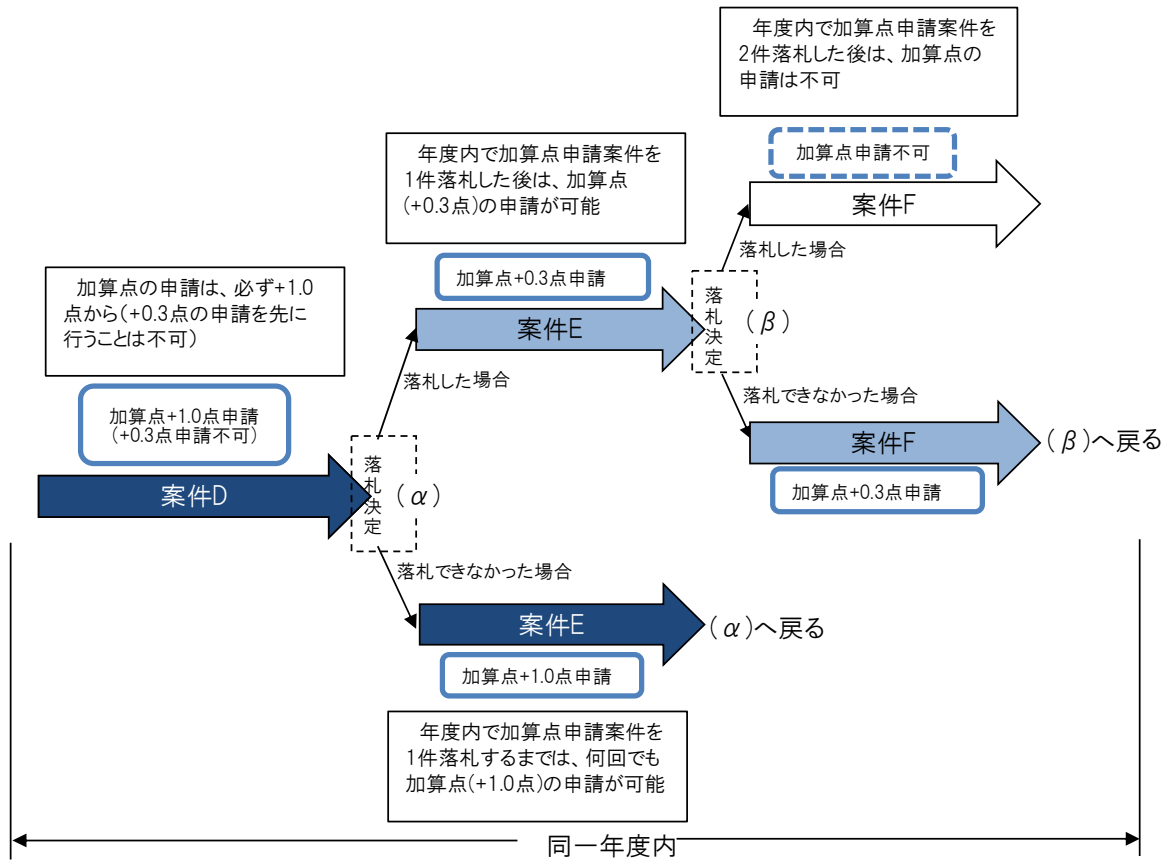
ア 京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績：1点

＜技術重視型及び全ての地域活性型（必須項目）＞

| | 表彰実績の加算点を申請した上で同一年度内に落札した回数 | | |
|-----|-----------------------------|------|------|
| | 0回 | 1回 | 2回以降 |
| 優秀賞 | 1点 | 0.3点 | 0点 |
| 奨励賞 | 0.5点 | 0点 | 0点 |

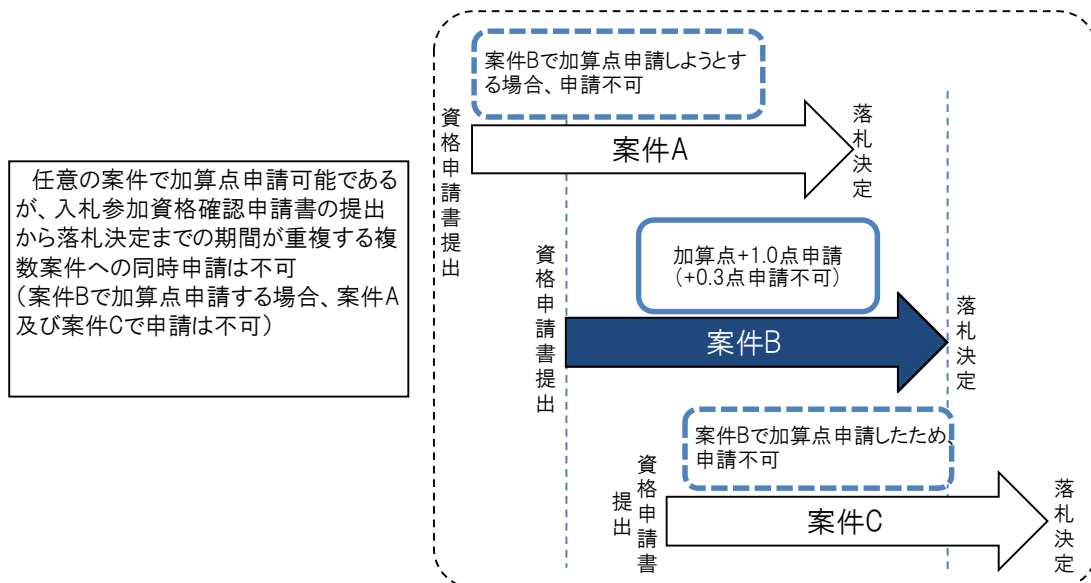
- (ア) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載の上、「表彰結果通知書の写し」を提出すること。
- (イ) 表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が当該工事と一致する場合のみ加算する。
- 【表彰実績の有効期間】
- (ウ) 表彰実績の有効期間は、表彰結果の通知日の翌年度から翌々年度末までに公告を行う入札までとする。
- 【同一年度内落札による加算点の減点】
- (エ) 有効期間内の各年度に公告した入札において、表彰の実績の加算点を申請した上で落札した回数に応じ、加算点を減ずる。（入札公告日と落札決定日の年度が異なる場合、入札公告日の属する年度の落札とみなす。）
- (オ) 年度内に加点を受けた上で落札した場合において、次年度も当該表彰実績の有効期間内であれば、

再度、表彰実績の加点を受けることができる。（優秀賞は1点から、奨励賞は0.5点の加点申請ができる。）



【重複申請の禁止】

- (カ) 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請書の提出から落札決定日までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することはできない。
- (キ) 優秀賞「1点」の加算点を申請した上で落札するまでの間は、同「0.3点」の加算点を申請をすることはできない。



【複数の表彰実績を有する場合の取り扱い】

(ク) 有効期間内にある複数の表彰実績を有していても、加算点の申請ができる対象としては1つの表彰実績とする。

(ケ) 有効期間内の表彰実績として、優秀賞と奨励賞を有する場合は、優秀賞実績のみを加算点の対象とする。

(例1) 2年連続して優秀賞を受賞

○加算点(1点)申請して落札→次回以降0.3点の加算点申請はできるが1点の加算点申請はできない

(例2) 2年間で優秀賞と奨励賞を受賞

○加算点(1点)申請して落札→次回以降0.3点の加算点申請はできるが0.5点の加算点申請はできない

(5) 働き方改革・生産性向上への取組み

ア 週休2日促進工事の取組・情報通信技術の取組：各1点

<技術重視型、全ての地域活性化及び若手・女性型(選択項目)>

| 週休2日促進工事の取組 | 加算点 | 情報通信技術の取組 | 加算点 |
|----------------------------|------|----------------------------|------|
| 4週8休以上を実施する | 1点 | 4つの活用項目を実施する | 1点 |
| 4週6休以上4週8休未満を実施する | 0.5点 | 2つ以上の活用項目を実施する | 0.5点 |
| 実施しない又は過去に加点申請したが取組みをしなかった | 0点 | 実施しない又は過去に加点申請したが取組みをしなかった | 0点 |

(ア) 本工事において、週休2日促進工事又は情報通信技術に取り組む予定であれば加点対象とする。

(イ) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。なお、建設工事共同企業体においては、週休2日促進工事の取組及び情報通信技術の取組について、代表者と構成員の申請内容を統一すること。

(ウ) 加算点を申請した上で落札した者が、申請内容と合致した週休2日促進、情報通信技術の履行を行っていることが確認できない場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。また、減点対象となった工事の完成日から以降2年間は、「過去に加点申請したが取組みをしなかった」ものとして取り扱う。

なお、受注者の責めに帰さない事由により、履行できなかった場合には、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とせず、「過去に加点申請したが取組みをしなかった」に該当しないものとする。

(エ) 「情報通信技術の取組」における活用項目とは以下を指す。

- 1 工事情報共有システムの活用
- 2 工事写真の黒板電子化
- 3 定例会議等におけるWeb会議の活用
- 4 建設現場の遠隔臨場

(オ) 当該工事を完成させた場合の実施証明等については、各種要領による。

イ 週休2日促進工事の実績・情報通信技術の実績：各1点

＜技術重視型、全ての地域活性型及び若手・女性型（選択項目）＞

| 週休2日促進工事の実績 | 加算点 | 情報通信技術の実績 | 加算点 |
|--------------------|------|-----------------|------|
| 4週8休以上を実績がある | 1点 | 4つの活用項目を実績がある | 1点 |
| 4週6休以上4週8休未満の実績がある | 0.5点 | 2つ以上の活用項目の実績がある | 0.5点 |
| 実績がない | 0点 | 実績がない | 0点 |

(ア) これまでに、週休2日促進工事又は情報通信技術を実施した実績があれば評価する。（本工事で取り組むことは評価の対象ではない。）

(イ) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載の上、それぞれの実績を証明する実施証明書を提出すること。

(ウ) 週休2日促進工事の実績は、国及び京都府が発注した工事における実績を、情報通信技術の実績は、京都府が発注した工事における実績を評価する。

(エ) 週休2日促進工事の実績は、発注工事と同じ工種の実績を対象とする（例：建築一式工事の場合は建築一式工事の実績を評価の対象とする）。

(オ) 情報通信技術の実績は、発注工事とは異なる工種の実績も対象とする。情報通信技術を活用した項目も問わないが、同じ工事で実施していること（A工事で1つの項目、B工事で1つの項目を実施している場合、2つ以上の施工プロセスの実績がある、には該当しない）。

(カ) 当該工事を完成させた場合の実施証明等については、各種要領による。

(6) 地域調達・雇用

ア 府内企業の下請：3点【別記提案様式3】

＜技術重視型、全ての地域活性型及び若手・女性型（必須項目）＞

自社施工率（1-下請率）及び下請中の府内施工率の事前申告により加算

| 府内企業の下請状況 | 加算点 |
|--|-------|
| $\text{申請点} = \frac{\text{下請率} \times \text{府内下請率} \times 3}{(\text{下請中の府内施工率})} + \frac{(1 - \text{下請率}) \times 3}{(\text{自社施工率})}$ | 0～3点 |
| 下請率： $\frac{\text{下請契約額}}{\text{元請負額（府との契約額）}}$ 府内下請率： $\frac{\text{府内下請契約額}}{\text{下請契約額}}$ | |
| 下請率100% | 失格 |
| 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点 × (-1) | -3～0点 |

(ア) 下請率、府内下請率、加算点とも小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。

(イ) 建設工事でない契約（例：ガードマンの契約等）は、下請契約に含まない。

(ウ) 下請契約額については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ一部を含むか否かにかかわらず、下請負人との間で契約を締結する金額の総額をいう。（材工共の下請契約も、下請契約に含む。）

(エ) 府外企業にしか施工できない工種を追加した場合、実績に応じた再計算加算点を算出する際は、その増工分を控除した上で加算点を算出するものとする。

(オ) 下請契約額については、一次下請までを対象とする。

(カ) 府内下請契約額とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある者を下請負人とする下請契約額の総額をいう。

イ 指定資材の府内調達：1点【別記提案様式4】

＜技術重視型、全ての地域活性化型及び若手・女性型（必須項目）＞

指定する資材が府内調達かどうかを事前申告により加点

| 指定資材の府内調達の状況 | 加算点 |
|------------------|--------------|
| すべて府内調達 | 1点 |
| 一部府内調達 | 0.5点 |
| 府内調達無し | 0点 |
| 調査基準価格未満の入札を行った者 | 申請点 × (-1) |
| | -1, -0.5, 0点 |

- (ア) 府内調達とは、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。
- (イ) ひとつのプラント又は生産工場が京都府と隣接県との府県境に存在し、それぞれの敷地に跨っている場合は、その営業所が京都府内にあれば「府内調達」、京都府外であれば「一部府内調達」とする。
- (ウ) 府内調達等を求める主要資材がない工事等では、指定資材の府内調達を求めない場合がある。

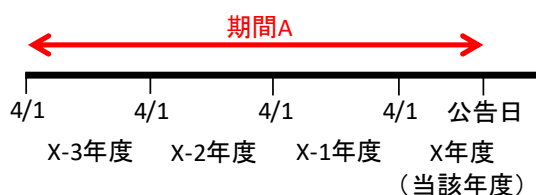
ウ 「技術職員数」の維持：0.5点

＜技術重視型、全ての地域活性化型及び若手・女性型（必須項目）＞

技術職員数の増減状況により加点

| 技術職員数の減少状況 | 加算点 |
|--|-------|
| -10% ≤ 減少率 | 0.5点 |
| -20% ≤ 減少率 < -10% 又は 減少率 < -20% かつ 2人以内の減少 | 0.25点 |
| 減少率 < -20% かつ 3人以上の減少 | 0点 |

- (ア) 3年前と比較して、「技術職員数」の減少状況进行评估する。
- (イ) 提出資料は不要とする。ただし、期間Aの間に次のいずれかに該当する者については、その経過がわかる資料を別途提出すること。



- a 建設業許可番号を変更している者
 - b 商号又は名称を変更している者
 - c 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づき特例措置を受けた者
 - d 「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条により資格を承継した者
 - e 会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者
- (ウ) 当該年度の3年前及び当該年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、全業種における1級技術職員数、監理技術者補佐数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計を比較する。
- (エ) (イ) cからeまでのいずれかに該当する者については、以下の「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」のとおりとする。

「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」（別図参照）

応募者が企業合併等を行っていた場合において、雇用維持の確認に使用する経審のデータについては、原則として、合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用することとし、以下のとおりとする。

I 2以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立した場合（別図I）

① X-3年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人

当該年度の3年前（X-3年度）：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

② X-2, X-1年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

③ X年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用

当該年度（X年度）：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

II 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合（別図II）

① X-3年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

② X-2, X-1年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により存続した法人の経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

③ X年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により存続した法人の経審データを採用

当該年度（X年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

III 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合（別図III）

① X-3年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

② X-2, X-1年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により消滅した法人の経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

③ X年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により消滅した法人の経審データを採用

当該年度（X年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

IV 会社更生法及び民事再生法上の手続き後、入札参加資格の再認定を受けた場合

当該年度に再認定の経審データがあればそれを採用、なければ公告文どおり

エ 業種毎に雇用している「技術職員数」：0.5点

＜技術重視型、全ての地域活性型及び若手・女性型（必須項目）＞

業種毎の技術職員数により加点

| 建築一式工事 | | 電気工事 | 管工事 | 加算点 |
|-----------------|------------------|--------------------------|--------------------------|------|
| 技術重視型 地域活性型A | 地域活性型B 若手・女性型 | 技術重視型 地域活性型 若手・女性型 | 技術重視型 地域活性型 若手・女性型 | |
| 16人以上 | 6人以上 | 13人以上 | 13人以上 | 0.5点 |
| 13～15人 | 5人 | 10～12人 | 10～12人 | 0.4点 |
| 10～12人 | 4人 | 7～9人 | 7～9人 | 0.3点 |
| 7～9人 | 3人 | 5～6人 | 5～6人 | 0.2点 |
| 4～6人 | 2人 | 3～4人 | 3～4人 | 0.1点 |
| 3人以下 | 1人 | 2人以下 | 2人以下 | 0点 |

(ア) 提出資料は不要とする。

(イ) 当該年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、当該業種毎に認定されている1級技術職員数、監理技術者補佐数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計により加点する。

オ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用：1点

＜技術重視型、全ての地域活性型及び若手・女性型（選択項目）＞

| 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用 | 加算点 |
|------------------------|-----|
| CCUSへの事業者登録及びCCUSの活用 | 1点 |
| CCUSへの事業者登録なし | 0点 |

(ア) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。

(イ) CCUSへの事業者登録は、入札参加資格確認申請書受付期間の締切日時点において、CCUSへの事業者登録が完了し、（一財）建設業振興基金ホームページの登録事業者検索に反映されている場合に、登録とみなす。なお、事業者登録を証明する資料の提出は不要とする。

(ウ) CCUSの活用は、本工事において、CCUSを活用予定である場合に加点する。過去に活用した実績があった場合でも、本工事において、活用予定でない場合には加点しない。

(エ) CCUSへの事業者登録及びCCUSの活用の加算点を申請した上で落札した者は、完成検査時において、現場契約情報の出力帳票などCCUSの活用が確認できる資料を提出すること。なお、CCUSの活用が確認できない場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰さない事由により、履行できなかった場合には、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象としない。

【当面の運用】

(オ) CCUSの活用が、受注者のみの場合であっても、活用したとみなす。

(カ) CCUSの活用について、CCUSカードのカードリーダーへのタッチ履歴など利用状況が確認できれば、利用回数等は問わない。

5 建設工事共同企業体の評価

(1) 建設工事共同企業体を評価する場合の取り扱い

ア 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という）を評価する場合

各評価項目（府内企業の下請け、府内資材調達、技能士（複数）又は、基幹技能者の活用の評価項目

を除く。)について、構成員毎に評価し平均化した点数(構成員毎に算出した加算点を合算し、構成員数で除した点数)を特定JVの加算点とする。なお、加算点については、各評価項目に小数第3位を四捨五入の上、小数第2位止めとする。

(例:「技術職員数」の維持) A・B・C特定JVの場合

A社:減少率5%で0.5点、B社:減少率15%で0.25点、C社:減少率25%、減少数が2人で0.25点

A・B・C特定JVとしての加算点は

$(0.5点 + 0.25点 + 0.25点) \div 3 = 0.33点$

イ 経常建設工事共同企業体を評価する場合

特定建設工事共同企業体を評価する場合と同様に評価する。

(例) C・D経常建設工事共同企業体でC社が優秀賞実績有り、D社が奨励賞実績有りの場合

C社:優秀賞有り 1.0点 D社:奨励賞あり 0.5点

C・D経常建設共同企業体としての加算点は

$(1.0 + 0.5) \div 2 = 0.75点$

6 技術評価等の確認について

総合評価競争入札により発注した工事については、施工中及び検査において「施工計画」、「府内企業の下請」、「指定資材の府内調達」及び「技能士(複数)又は基幹技能者の活用」について、履行状況を確認する。

(1) 入札時の申告内容等の把握

ア 施工計画

施工計画(技術提案)を求めた場合、その実施方法を施工計画書等により確認する。

(現場説明書で規定し、初回打ち合わせ時に確認する。)

なお、提案内容の中に実施してはならないものがある場合は、当該打ち合わせ時に、その内容を実施しない旨、工事打合簿により指示する。

イ 府内企業の下請、指定資材の府内調達、技能士(複数)又は基幹技能者の活用

入札時に受注者が申告した「府内企業の下請状況について」、「府内資材調達状況について」及び「技能士(複数)又は基幹技能者の活用について」を工事着手時に確認する。

(2) 府内企業の下請状況

ア 一次下請企業の確認

一次下請が府内企業か府外企業かを施工体制台帳等で確認する。

※府内企業とは、「主たる営業所」(本店)が府内にある企業をいう。

※他府県に本店があり、京都府内に建設業許可のある営業所があっても府外企業である。

(×建設(株)京都営業所との下請契約でも、本店が府外なら府外企業として取り扱う。)

(3) 配置予定技術者

ア 若手・女性技術者の配置

若手・女性技術者を配置されているか、現場確認等により確認する。

(4) 働き方改革・生産性向上への取組み

ア 週休2日促進工事の取組

受注者から提示された現場閉所日数が確認できる資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

イ 情報通信技術の取組
情報通信技術の取組について、現場確認等により確認する。

(5) 地域調達・雇用

ア 指定資材の府内調達状況の確認

指定した資材の調達先が府内か府外かを、工事打合簿（材料承諾願）等により確認する。

※府内調達とは、府内で産出しあるいは府内企業により製造・加工されて出荷される材料等をいう。

※府内での会社や営業所の有無ではなく、あくまで工場やプラントの所在で判断する。

イ CCUSの活用

CCUSの活用状況について、現場確認等により確認する。

(6) 技能士（複数）又は基幹技能者（施工計画書等）

ア 施工計画書

「技能士」又は「基幹技能者」の職種及び活用人数等の活用計画について確認する。

イ 施工体系図

当該技術者がどこの会社に属する者であることを確認する。

(7) 完成検査

ア 実績報告の提出

施工計画（技術提案）を求めた場合、その提案の履行が確認できる資料を作成・提出の上、検査時に履行状況の確認を行う。

また、府内企業の下請、府内資材調達、技能士（複数）又は基幹技能者の活用についても、同様に、所定の様式（「府内企業の下請状況比較表」、「府内調達実績報告書」及び「技能士（複数）又は基幹技能者の活用実績報告書」）を作成・提出の上、検査時に履行状況の確認を行う。

イ 工事成績評定

履行状況の確認の結果、入札時の申請内容と相違がある場合、工事成績評定を減点することがある。

7 履行状況による成績評定の減点について

(1) 減点方法

「施工計画書」、「若手・女性技術者の配置」、「週休2日促進工事の取組」、「情報通信技術の取組」、「府内企業の下請」、「指定資材の府内調達」、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」及び「技能士（複数）又は基幹技能者の活用」の各項目において、入札時の申告内容が履行されなかった場合は、工事成績評定を減点することがある。

減点方法は、8点の減点を最大として、履行状況に応じて決定する。

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価は、その項目のみで $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は、減点しない。

また、受注者の責めに帰さない事由により履行不能となった場合は、減点しない。

| | | | | |
|----------|---|-------------------|---|-----------------------------|
| 減点値 | = | 8点 | × | $(\alpha - \beta) / \alpha$ |
| α | : | 当初の申請点 | | |
| β | : | 達成度合いに応じて再計算した申請点 | | |

(小数点以下第2位四捨五入 小数1位止め)

(2) 減点計算例（下請・調達・技能士等の項目）

例 1

| 項目 | 入札時 | 履行状況 | 備考 |
|--------|---|-----------|-------------------------|
| 府内下請 | 3.0 | 2.7 (3.0) | $3.0 - 2.7 = 0.3$ で減点なし |
| 資材調達 | 1.0 | 0.5 | |
| 技能士等 | 1.0 | 1.0 | |
| その他の項目 | 2.5 | 2.5 | |
| 合計申請点 | 7.5 | 7.0 | |
| 減点 | $8 \text{点} \times (7.5 - 7.0) \div 7.5 = 0.53\dots \rightarrow 0.5 \text{点減点}$ | | |

例 2

| 項目 | 入札時 | 履行状況 | 備考 |
|--------|---|------|-----------------------|
| 府内下請 | 3.0 | 2.0 | $3.0 - 2.0 = 1.0$ で減点 |
| 資材調達 | 1.0 | 0.0 | |
| 技能士等 | 1.0 | 1.0 | |
| その他の項目 | 3.0 | 3.0 | |
| 合計申請点 | 8.0 | 6.0 | |
| 減点 | $8 \text{点} \times (8.0 - 6.0) \div 8.0 = 2.0 \rightarrow 2.0 \text{点減点}$ | | |

8 よくある質問と回答

Q 1 自社の技術評価点の内訳を知りたい。

A 1 発注機関の窓口において、所属会社及び氏名を証明するものを提示（照会文の提出は不要）の上、職員から口頭による回答を行う。なお、電話での回答には応じない。

施工計画の配点（品質確保、施工計画等の各項目の点数。ただし、評価内容までは回答しない。）、配置予定技術者配点、雇用点、技能士（複数）又は基幹技能者の活用点等を回答する。

Q 2 失格や無効となった入札について、自社の技術評価点の内訳を知りたい。

A 2 失格の場合は、A 1と同様の取扱いとする。無効の場合は、その理由により判断する。

Q 3 施工計画点について、どのような観点で配点されたか。

自社の提案は、もっと高い配点をいただけたらと思っていた。

A 3 配点については、「工事内容の理解の程度」、「現場熟知の状況」、「施工上のポイントの把握」などの点から、審査している。

なお、施工計画点の配点に当たっては、審査過程においては、恣意性を排除するため、入札参加者名を伏せて評価している。

Q 4 他の入札参加者の配点の内訳を知りたい。

A 4 落札結果等の公表内容については、すでにホームページで公表している「京都府総合評価競争入札試行要綱」において、「入札参加者名及び落札者名」、「各入札参加者の入札金額及び落札金額」、「各入札参加者の技術評価点」、「各入札参加者の評価値」としている。これ以外のごとは、公表対象とはしていない。

- Q 5 他の入札参加者の技術提案についての情報を知りたい。
- A 5 他の入札参加者の技術提案については、各入札参加者個々の技術力、ノウハウが記載されており、公表することとしていない。
- Q 6 国においては、総合評価の審査内容を通知するように改正されたが、府は行わないのか。
- A 6 簡易型については、従来通り通知しない。標準型（国が総合評価を実施しているレベルのもの）については、必要に応じて通知している。
- Q 7 総合評価入札委員会の審査の概要を知りたい。
- A 7 審査委員会の議事概要については、京都府のホームページにおいて公開している。
- Q 8 次年度以降の総合評価入札の取り組み方針は。
- A 8 本年度の試行事案の検証を行う中で、判断することとなる。
- Q 9 工事成績評定の通知書を紛失したが、再発行してもらえるのか。
- A 9 京都府工事であれば、工事を特定（工事名・工事番号など）した上で、当該工事発注機関で写しが交付できる。
成績評定については工事検査完了後に閲覧に供しているものであり、情報公開請求により公開・非公開の判断をしなくても情報提供できる内容である。閲覧した書類が残っておれば、写しを交付する。既に処分されていても、当該成績評定の書類に記された内容について、奥書証明ができる。
- Q 10 主任技術者または監理技術者として従事した証明について、コリンズは認められるのか。
- A 10 技術者従事の証明資料及び対象工事金額を証明する資料として、（一財）日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「登録内容確認書（竣工登録）」を認める。ただし、具体的な工事内容の実績を証明する資料としては、認めていない。
- Q 11 京都府と隣接県との両方の敷地に跨るアスファルトプラントからの合材購入は、府内調達と認められるか。※ 府県境に存するプラントの場合であり、両府県に複数のプラント・工場を持つ場合ではない。
- A 11 当該府県境に跨るプラント・工場の一連の敷地のうち、営業所が京都府側にあれば、「府内調達」と認める。京都府外であれば、「一部府内調達」とする。
- Q 12 「京都府地域づくり優良工事施工者表彰」を受賞しているが、表彰結果通知書を紛失した。表彰状の写しで良いか。
- A 12 不可。当該入札の参加資格認定業種と表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が一致する必要があるが、表彰状には記されていない。再発行はできないが、奥書証明は発行できるので相談されたい。
- Q 13 「同種・同規模工事の企業としての最高評点」で、同種工事の要件のただし書きで対象外となる工事はどのような工事か。
- A 13 土木工事共通仕様書（京都府）に基づき、工事監理を行った工事（道路照明工事、下水道等工事等）、交通信号機等設備工事仕様書（京都府警察本部）に基づき、工事監理を行った工事等が対象外となる。

— 参 考 —

○ 営繕工事における総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準

| 加算点評価項目 | | | 評価内容 | 加算点 | 建築一式工事 | | | | 電気・管工事 | | | |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|--|----------------------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|---|
| | | | | | <技術重視型> | <地域活性型A> | <地域活性型B> | <若手・女性型> | <技術重視型> | <地域活性型> | <若手・女性型> | |
| 施工計画 | 品質管理 | 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である | 2 | 2点 × 1～3 項目 | ※1 ○ | - | - | - | ※1 ○ | - | - | |
| | | 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる | 1.5 | | ※1 ○ | ※2 ○ | - | - | ※1 ○ | ※2 ○ | - | |
| 施工計画 | 施工管理・安全管理等 | 必要事項の記載が適切である(標準仕様書程度) | 1 | 失格 | ※1 ○ | ※2 ○ | - | - | ※1 ○ | ※2 ○ | - | |
| | | 必要事項の記載がないものがある | 0 | | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ | - | |
| 配置予定技術者 | 同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 | 80点以上 | 1 | 1点 | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ | - | |
| | | 77.5点以上 80点未満 | 0.9 | | | | | | | | | |
| | | 75点以上 77.5点未満 | 0.8 | | | | | | | | | |
| | | 72.5点以上 75点未満 | 0.7 | | | | | | | | | |
| | | 70点以上 72.5点未満 | 0.6 | | | | | | | | | |
| | | 67.5点以上 70点未満 | 0.5 | | | | | | | | | |
| | | 65点以上 67.5点未満 | 0.4 | | | | | | | | | |
| | 65点未満、実績なし 又は 調査基準価格未満の入札を行った者 | 0 | | | | | | | | | | |
| | 所有する国家資格 | 1級 国家資格者 | 1 | 1点 | - | - | ○ | △ | - | - | - | △ |
| | | 2級 国家資格者 | 0.5 | | | | | | | | | |
| その他技術者 又は 調査基準価格未満の入札を行った者 | | 0 | | | | | | | | | | |
| 若手又は女性技術者の配置 | 35歳以下の技術者を配置 | 1 | 1点 | - | - | - | ○ | - | - | - | ○ | |
| | 36歳以上40歳以下の男性技術者 又は 女性技術者を配置 | 0.5 | | | | | | | | | | |
| 技術者の継続教育(CPD) | 上記以外の技術者を配置 | 0 | 0.5点 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | |
| | 2年間の取得単位 9単位以上 | 0.5 | | | | | | | | | | |
| 技能士(複数)又は基幹技能者の活用※3 | 指定職種において活用あり | 1 | 1点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 指定職種において活用なし | 0 | | | | | | | | | | |
| 表彰 | 京都府地域づくり優良工事施工者表彰 | 優秀賞 受賞あり(回数制限) | 1(0.3) | 1点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 奨励賞 受賞あり(回数制限) | 0.5(0) | | | | | | | | | |
| | | なし | 0 | | | | | | | | | |
| 企業の施工能力 | 京都府発注で同種・同規模工事の企業としての施工実績 | 施工実績あり | 0.5 | 0.5点 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| | | 施工実績なし | 0 | | | | | | | | | |
| | 京都府発注で同種・同規模工事の企業としての最高評点 | 80点以上 | 0.5 | 0.5点 | - | - | △ | △ | - | - | - | △ |
| | | 75点以上 80点未満 | 0.4 | | | | | | | | | |
| | | 70点以上 75点未満 | 0.3 | | | | | | | | | |
| 65点以上 70点未満 | 0.2 | | | | | | | | | | | |
| 65点未満、実績なし 又は 調査基準価格未満の入札を行った者 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 働き方改革への取組み | 週休2日工事の取組み(実績)※4 | 4週8休以上を実施する | 1 | 1点 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| | | 4週6休以上4週8休未満を実施する | 0.5 | | | | | | | | | |
| | | 実施しない 又は 過去に加点されたが取り組まなかった | 0 | | | | | | | | | |
| 生産性向上への取組み | 情報通信技術の取組み(実績)※4 | 4つの活用項目を実施する | 1 | 1点 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| | | 2つ以上の活用項目を実施する | 0.5 | | | | | | | | | |
| | | 実施しない 又は 過去に加点されたが取り組まなかった | 0 | | | | | | | | | |
| 地域調達・雇用 | 府内企業の下請 | 施工体制における府内企業の下請けの状況 | 申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 (小数第1位止め) | 3~0 | 3点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) | 0~-3 | | | | | | | | | |
| | | 下請率100% | 失格 | | | | | | | | | |
| | 府内資材調達 | 指定資材の府内調達の状況 | すべて府内調達 | 1 | 1点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | 一部府内調達 | 0.5 | | | | | | | | |
| | | | 府内調達なし | 0 | | | | | | | | |
| | | | 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) | -1,-0.5,0 | | | | | | | | |
| | 雇用 | 「技術職員数」の維持 | -10%≤減少率 | 0.5 | 0.5点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | -20%≤減少率<-10% 又は 減少率<-20% かつ 2人以内の減少率<-20% かつ 3人以上の減 | 0.25 | | | | | | | | |
| | | 各業種毎に雇用している「技術職員数」※5 | 技術職員数16人以上 (技術職員数6人以上) <技術職員数13人以上> | 0.5 | 0.5点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 技術職員数13~15人 (技術職員数5人) <技術職員数10~12人> | | | 0.4 | | | | | | | | | |
| 技術職員数10~12人 (技術職員数4人) <技術職員数7~9人> | | | 0.3 | | | | | | | | | |
| 技術職員数7~9人 (技術職員数3人) <技術職員数5~6人> | | | 0.2 | | | | | | | | | |
| 技術職員数4~6人 (技術職員数2人) <技術職員数3~4人> | 0.1 | | | | | | | | | | | |
| 技術職員数3人以下 (技術職員数1人) <技術職員数2人以下> | 0 | | | | | | | | | | | |
| CCUSの活用 | CCUSへの事業者登録及び活用 | 1 | 1点 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | |
| CCUSへの事業者登録なし | 0 | | | | | | | | | | | |
| 加算点満点計(ただし、上限が15点となるよう選択項目を調整すること) | | | | | 最大18点 | 最大14点 | 最大12.5点 | 最大13点 | 最大18点 | 最大14点 | 最大13点 | |
| 加算点満点計(参考)(必須項目のみの満点)~(必須項目+全選択項目の満点)(下限8点) | | | | | 10.5~18点 | 10.5~14点 | 8.5~12.5点 | 8~13点 | 10.5~18点 | 10.5~14点 | 8~13点 | |

※1: 1~3項目については、ガイドラインを参照し、設定すること。

※2: 必要に応じて、1項目を設定すること。

※3: 指定する職種において、基幹技能者の活用がある場合、又は、設計図書で規定する技能士に加え、更に、技能士の活用がある場合に加点する。

また、活用とは、当該工事の施工時に資格者として現場に携わることを用いる。

※4: 週休2日工事の実績を評価する場合は、「4週8休以上の実績あり」「4週6休以上4週8休未満の実績あり」「実績なし」の3段階で評価する。

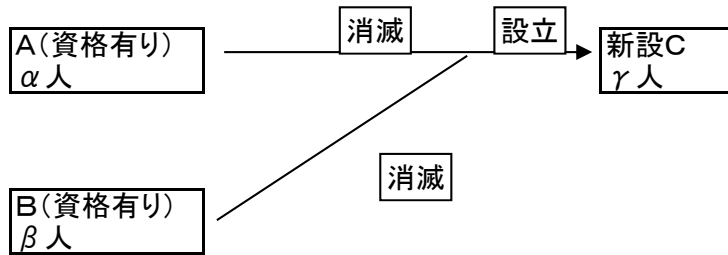
情報通信技術の実績を評価する場合は、「4つの活用項目の実績あり」「2つ以上の活用項目の実績あり」「実績なし」の3段階で評価する。

※5: 建築一式工事<技術重視型>及び<地域活性型A>の場合は左側の評価内容を、建築一式工事<地域活性型B>及び<若手・女性型>の場合は中央()書き評価内容を、電気・管工事の場合は右側<>書き評価内容を適用する。

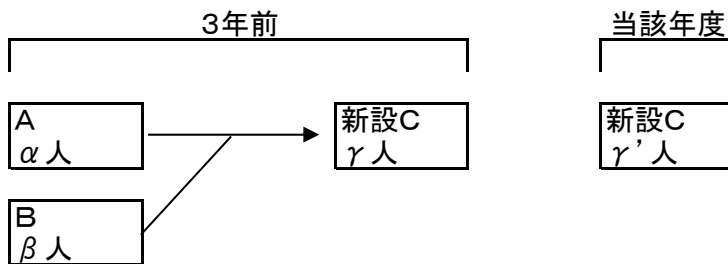
※6: 加算点満点計は、8.0点以上となるように加算点評価項目を選択する。

凡例
○ 必須
△ 選択

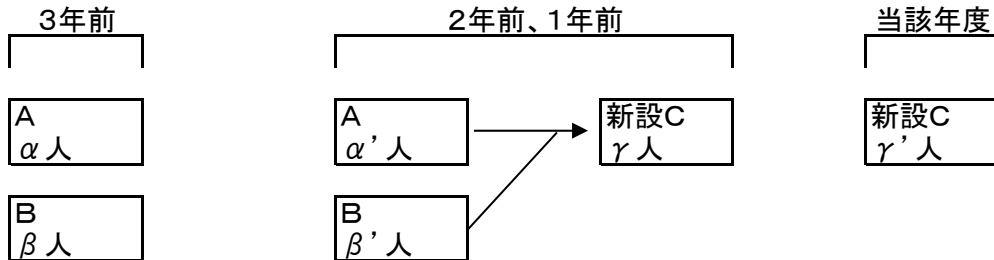
ケース I 2以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立する場合



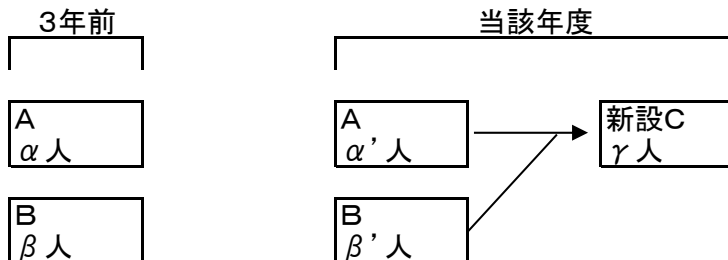
ケース I-① r と r' で比較



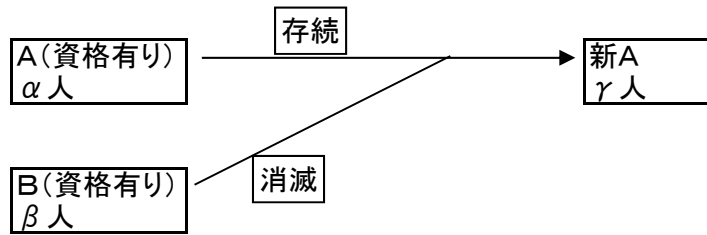
ケース I-② α と β の多い方と r' で比較



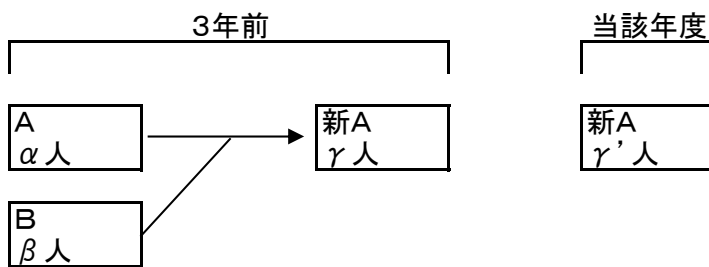
ケース I-③ α と β の多い方と r で比較



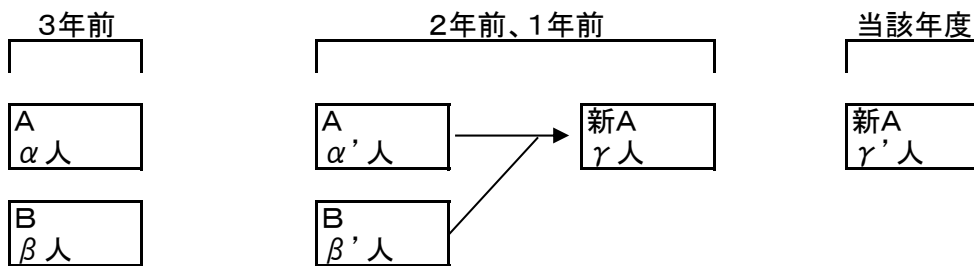
ケースⅡ 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合



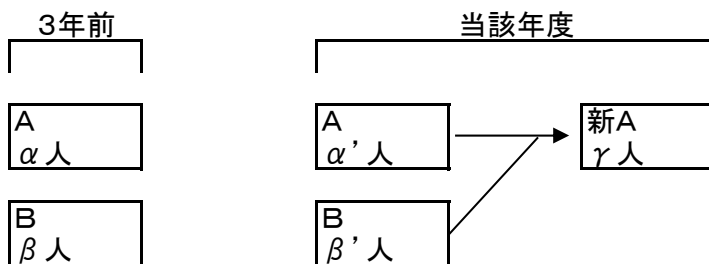
ケースⅡ-① r と r' で比較



ケースⅡ-② α と r' で比較

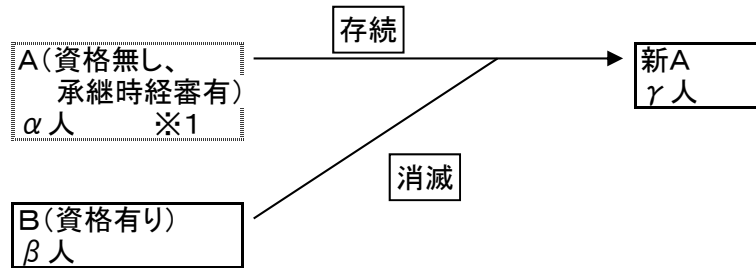


ケースⅡ-③ α と r で比較

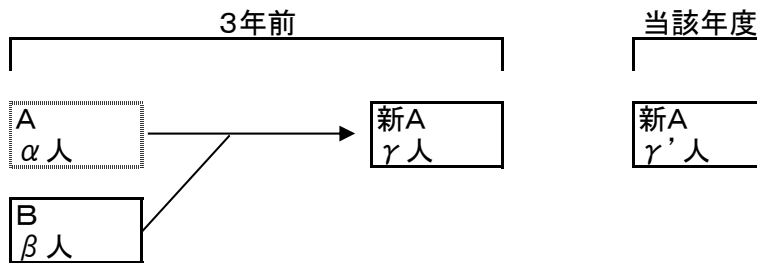


※新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意

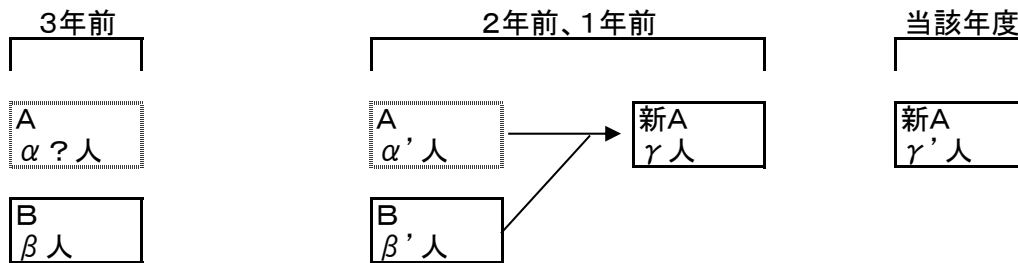
ケースⅢ 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合



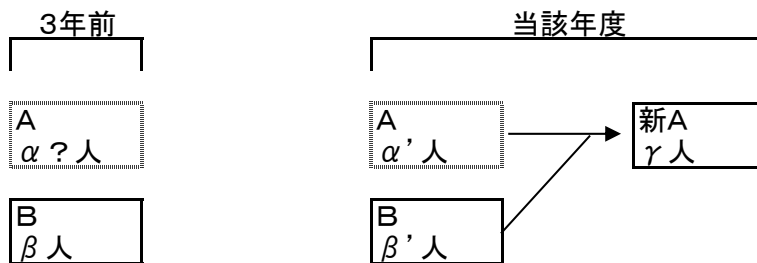
ケースⅡ-① r と r' で比較



ケースⅡ-② β と r' で比較



ケースⅡ-③ β と r で比較



※Aについては、必ずしも、経審データが存在するわけではないため、Bのデータを採用すること
※新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意